

# 水道水質に関するお知らせ

**平成29年度水質検査計画(案)を策定しました**

本市では、より安全で良質な水道水を供給するため、法令(水道法など)に基づく水質検査を行うとともに、水道局独自の水質検査を行っています。

その水質検査の適正化や透明性を示すため、毎事業年度の開始前に、検査項目、検査の対象、検査頻度などをまとめた**水質検査計画**を策定しています。

このたび、過去の検査結果や寄せられたご意見を基に、平成29年度の水質検査計画(案)を策定しました。計画(案)の概要と平成28年の水質検査結果をお知らせします。

**問い合わせ先**▶ 浄水課水質検査室 ☎0857-53-7963 ☎0857-53-7850

鳥取市

## 水道局だより

2017.3.1

編集 鳥取市水道局経営企画課広報係  
 電話 0857-53-7811(代表)  
 0857-53-7953(直通)  
 ファクス 0857-53-7802  
 鳥取市水道局ホームページ  
<http://www.water.tottori.tottori.jp/>  
 《No.53》

## 平成29年度 水質検査計画(案)の概要

### 検査項目

#### 毎日検査項目

1日1回、給水栓水の検査を行うことが義務付けられている項目。「色」、「濁り」、「残留塩素」の3項目です。

#### 水質基準項目

法令で検査が義務付けられており、全てが基準値に適合していなければならない項目。一般細菌、大腸菌、水銀、鉛など全51項目です。

#### 水質管理目標設定項目

将来、水道水中で検出される可能性があるなど、水質管理において留意する必要がある項目。農薬類、ニッケル、トルエンなど全26項目です。

#### クリプトスポリジウム等

塩素消毒に強い耐性がある病原生物。「クリプトスポリジウム」と「ジアルジア」の2項目です。

#### クリプトスポリジウム等指標菌

原水に存在する場合は、クリプトスポリジウム等による汚染の恐れがあることを示す菌。

「大腸菌」と「嫌気性芽胞菌」の2項目です。

### 検査の対象

法令で義務付けられている「給水栓水」に加えて、「原水」と「市内に送り出す前の水道水」を検査します。

### 検査頻度

検査項目、検査の対象によって、毎日、月2回、月1回、年4回、年1回行うものに分かれます。

### 臨時の水質検査

河川の水質汚染事故など、水道水が水質基準に適合しない恐れが生じたときに行います。

### 農薬の検査時期

農薬が多く散布される夏季に行います。

### 精度管理

水質検査の信頼性を確保するため、精度管理体制を充実させ、技術レベルの向上に努めていきます。



- 給水栓水……蛇口から出る水道水
- 原水……水道水になる前の天然の水

## 平成28年の水質検査結果(1月~12月)

検査項目	検査の対象	結果
毎日検査項目	給水栓水	色、濁りについては問題ありませんでした。残留塩素については、必要とされる濃度が確保されていました。
水質基準項目	給水栓水と原水	一般細菌・重金属などの水質基準項目について、全て適合していました。
水質管理目標設定項目		農薬類をはじめとした安全性に関する項目については、目標値を達成し問題ありませんでした。また、より良質な水道水を供給するための項目については、おおむね目標値を達成していました。
クリプトスポリジウム等 クリプトスポリジウム等指標菌	原水	クリプトスポリジウム等指標菌が検出されましたが、クリプトスポリジウムとジアルジアは検出されませんでした。

**水道局は、国が定めた水質基準に適合している、安全な水道水をお届けしています。**



平成29年度水質検査計画(案)と過去の水質検査に関する詳しい内容は、水道局で閲覧ができるほか水道局ホームページ(<http://www.water.tottori.tottori.jp/>)に掲載します。ご意見などは、問い合わせ先にご連絡ください。

# 災害に 備えて

水道は、社会に必要不可欠な施設として重要な役割を果たしています。本市では、地震などによる断水が市民生活や都市機能に大きな影響を及ぼすことを防ぐため、施設の耐震化を進めるとともに、飲料水の確保に必要な施設整備、また、地震発生後の施設の復旧や応急給水活動を迅速に行うための対策に取り組んでいます。

## 水道の地震対策

### ■ 耐震管路への更新

阪神・淡路大震災の発生を機に、平成7年度から水道施設の地震対策として、耐震管路への更新を計画的に進めています。

管路の新設や老朽化した管路の更新に当たり、口径50mm以上の水道管については、衝撃に強く、耐震性に優れた管(耐震管)を使用しています。

### ■ 施設の耐震化

浄水場・配水池などの耐震化を図っています。

### ■ その他の取り組み

主要な配水池には緊急遮断弁(流量感知方式)を設置しています。水道管の破損により、設定された流量以上の水流を感知すると作動し、水道水の流出を防ぐことで、応急給水等の水を確保します。

また、給水車、非常用飲料水袋などを保有し、断水時の応急給水に備えています。



給水車

非常用  
飲料水袋

## 災害時の施設復旧・応急給水活動

相互応援協定の締結、合同防災訓練への参加など、災害に対応するための体制を整えています。

### ■ 相互応援協定

災害発生後に、迅速かつ円滑な応急対策活動を行うための応援や受け入れを想定して、隣接する自治体や関係機関と相互応援協定を締結しています。

### ■ 災害対応能力の向上

全国の市町村などが加盟する公益社団法人日本水道協会が、大規模な災害発生を想定して3年に1回開催している中国・四国地方合同防災訓練に参加するなど、災害発生時の連携強化と災害対応能力の向上を図っています。



給水支援活動(倉吉市)



応急復旧活動(熊本市)

## 「平成28年熊本地震」・「鳥取県中部を震源とする地震」の被災地に職員を派遣

平成28年4月14日と16日、熊本県内で震度7を観測する地震が発生しました。平成28年10月21日には、鳥取県中部を中心に震度6弱を観測する地震が発生しました。

水道局は、それぞれの地震の影響で断水になった熊本市と倉吉市に職員と給水車を派遣して、応急給水支援を行いました。また、破損した水道管の応急復旧支援を行うための職員も派遣し、鳥取市水道局指定工事業者の協力を得て、被災地において漏水修繕工事を実施しました。

なお、鳥取県中部の地震において、本市の水道施設に大きな被害はありませんでした。



全国各地から集まった水道局の給水車両(熊本市)

## 平成29年4月から 簡易水道事業・飲料水 供給施設を上水道事業 に統合します

市役所が管理してきた簡易水道事業(給水人口101~5,000人)と飲料水供給施設(給水人口50~100人)は、平成29年4月1日に上水道事業に統合して、水道局が維持管理業務や施設整備事業を行います。

使用の開始・中止の届け出や工事・水質の問い合わせなど、水道に関する連絡先は、4月から水道局になります。

問い合わせ先▶ 経営企画課経営係 ☎0857-53-7952 ☎0857-53-7802